

掛 川 市 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する
工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和5年5月17日

掛川市長 久保田 崇

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

- (1) 掛川市高御所字前坪293-3、305-2、305-4、305-8、305-10、307-6、308-1、308-2、309-1、
309-2、310-1、311-1、313-1、313-2、314、315、316、317、318-1、318-2、319-1、319-2、
320-1、320-2、321-1、321-2、322-1、322-2、323、324-1、324-2、325-1、325-2、325-3、
326、327-1、327-2、328-5、328-6、328-16、328-27、338-2、339-1、340、341、345-1、
345-2、345-5、345-6、346-1、346-2、347-2、347-3、348-2、360-1、361、362-2、362-7、
363-14及び道水路敷
- (2) 掛川市領家字山脇3-1、3-2、7、9-2、10-1、10-2、21-1、22-1、22-2、23-1、23-2、24、
25、26、27、29-2、34-1、34-3、35-5の全部、8の一部及び道水路敷

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

静岡市駿河区国吉田1丁目7番37号

フジ都市開発株式会社

代表取締役 木内藤丈